

# ツキノワグマ対応指針

平成16年12月  
平成25年2月改訂  
令和2年10月改訂  
(令和4年10月改訂)

徳 島 県

# 目 次

- 1 徳島県の現状
  - (1) 生息状況
  - (2) レッドデータブックの位置付け
  - (3) 目撃情報等
  - (4) 連絡会議
- 2 保護に関する事項
  - (1) 鳥獣保護管理法による保護
  - (2) 生息環境の保護
- 3 被害防止対策等
  - (1) 集落、耕作地への侵入防止
  - (2) 人身被害の防止
  - (3) 捕獲
- 4 錯誤捕獲等の防止
- 5 普及啓発、広報活動
- 6 ツキノワグマの出没対応基準  
－兵庫県ツキノワグマ保護管理計画より作成－
- 7 捕獲基準
  - (1) 被害防止の対応
  - (2) 緊急対応
  - (3) 学習放獣対応
- 8 学習放獣の実施指針
  - (1) 学習放獣の実施の検討
  - (2) 学習放獣にあたっての留意事項
  - (3) 作業員
  - (4) 作業の実施手順
  - (5) 専門家の確保及び支援
- 9 捕獲個体の扱い

## ○添付資料

- (別紙1) ツキノワグマによる人身事故防止のために
- (別紙2) ハンターの皆様へお願い
- (別紙3) ツキノワグマ出没情報収集・被害防止体制及び連絡先
- (別紙4) ツキノワグマ捕獲体制

徳島県では、ツキノワグマの生息数は極めて少ない状況にあるため、地域個体群を長期にわたり保護していくことに努めるが、このツキノワグマ対応指針は、ツキノワグマ出没時の対応や被害防止対策、また捕獲する場合の基準や学習放獣時の指針等について定めたものである。

個々具体の対応については、その都度、関係者や専門家と協議しながら進めていくものとする。

## 1 徳島県の現状

### (1) 生息状況

ツキノワグマは、県下で最大の哺乳類である。

県内のツキノワグマは、本州に生息するものよりも頭骨で1割程度小型化しているといわれ、名前の由来のとおり、黒色の体の胸には白い三日月状の模様が出るが、希にこの模様のない個体もある。性格は警戒心が強く、子連れ時期に突然出会った場合等を除き、人を攻撃することは希である。

四国での生息範囲は高知県と徳島県に限られ、現在、剣山系に十数頭から二十数頭程度の生息が推定されているにすぎない。

徳島県では、1978年に捕獲された1頭が最後の捕獲記録である。

現在の個体数は極めて少なく、最小存続可能個体群サイズ（約100頭）を大きく割っていることから、現状を放置すれば将来にわたり存続する可能性は低いと考えられている。

生息地域は、ブナ林を中心とした落葉広葉樹林帯で、時に周辺のスギ・ヒノキに食害を与えることもある。

### (2) レッドデータブック（絶滅のおそれのある野生生物）の位置付け

県下のツキノワグマの生息数は極めて少ない状況から、次のように位置付けられている。

○徳島県版レッドデータブック

「絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）」

○環境省レッドデータブック

「四国山地のツキノワグマは、絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群）」

### (3) 目撃情報等

毎年、数件程度の目撃情報が寄せられている。

### (4) 連絡会議

平成16年10月以降、三好市池田町他で目撃情報が相次いで寄せられたことから、同年11月、三好地域でツキノワグマに関する連絡会議が専門家を招き開催されている。

## 2 保護に関する事項

### (1) 鳥獣保護管理法による保護

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、四国のツキノワグマは捕獲禁止とされている。（捕獲禁止期間：R4.9.15～R9.9.14までの5ヶ年間）

### (2) 生息環境の保護

ツキノワグマ等の生息環境を保護し、その繁殖を図るため、鳥獣保護区等が設定されている。

○国指定剣山山系鳥獣保護区（環境省指定：H21.11.1～R11.10.31）、11,817ha（高知県分含む）

また、四国森林管理局では、貴重な動植物の種の多様性を保全すること等を目的に、貴重な保護林間を結ぶ緑の回廊を設定している。

○剣山地区「緑の回廊」（四国森林管理局指定：H14～）、10,590ha（高知県分含む）

県でも今後、土地所有者の理解と協力を得ながら、新たな鳥獣保護区等の設定に努める。

### 3 被害防止対策等

クマが生息する地域の住民や入山者などに対する人的物的被害を防止するとともに、農林産物被害を最小限に留めるため、市町村や地域住民等の協力の下、次のとおり被害防止対策を進める。

#### (1) 集落、耕作地への侵入防止

集落や耕作地など人間の活動域にクマが侵入しないよう、対策を講じる。

○恒常的に出没が確認されたり、被害が発生する地域については、効率的で安価な電気柵等の設置を進める。

○クマの誘引原因となる生ゴミなどの処理を適切に行うよう、住民や事業所及び入山者、観光客に対して、普及啓発を行う。

○柿や栗などはクマの餌木となるため、人家周辺の利用されていない木は、クマが登れないよう木の周りに囲いをしたり、トタンを巻くよう努める。

#### (2) 人身被害の防止

ツキノワグマの生息域に立ち入る場合、また目撃情報が寄せられた場合は、人身被害を防止するため、次のとおり対策を講じる。

○関係市町村や住民に注意喚起し、出没情報について有線放送等で住民に迅速に伝達する。

○クマとの接触を予防し、また遭遇しないため、林業従事者や入山者に対し、鈴やラジオ等の携帯を奨励する。

○児童生徒に登下校時に鈴を携帯させるなど、身の安全を確保するための措置を奨励する。

#### (3) 捕獲

ツキノワグマが集落や農林業作業地周辺に頻繁に出没し、農林産物への被害が発生したり、人身被害が予測される場合は、県の有害鳥獣捕獲許可を得て捕獲する。

なお、人身被害が発生した場合又はその可能性が著しく高まった場合は、殺処分を検討する。

また、緊急に捕獲しなければならない事態が生じたときに備え、捕獲許可の手続きや県と市町村との連携、地元猟友会や関係機関への協力要請など速やかに対応出来るよう体制を整える。

### 4 錯誤捕獲等の防止

錯誤捕獲等を防止するため、狩猟者に対し生息が確認されている地域での狩猟について周知を行う。(別紙2)

「箱ワナ」や「くくりワナ」によるツキノワグマの錯誤捕獲については、その個体群の維持に重大な影響を与えるおそれがあることから、狩猟者との連携のもと錯誤捕獲の防止に努める。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、原則として捕獲許可を有する者が放獣することとするが、放獣の実施に際し作業が円滑に行われるよう、県は専門機関等の協力を受け、支援を行う。

### 5 普及啓発、広報活動

ツキノワグマの保護や人身事故防止を進めるためには、関係市町村や地域住民はもとより、県民の理解と協力が必要である。

このため、県、市町村及び関係機関、またNPO等の野生動物の専門機関が協力し、正しい知識の普及啓発、的確な情報の伝達に向け、次のような広報活動を行う。

○ツキノワグマの保護や被害防止を図るため、地域住民や関係者に対し、目撃情報の提供やパンフレット(別紙1)を配布する。

○入山者や観光客に対し、被害防止のための注意事項を示した看板や標識を設置し喚起する。

○住民に対し残飯や果実等農作物の適切な処置を促すとともに、情報の連絡体制を構築する。

## 6 ツキノワグマの出没対応基準 ー兵庫県ツキノワグマ保護管理計画より作成ー

このことについては、次のような基準とする。

- 第1段階：人間活動と直接影響がない場合、ツキノワグマの行動に執着がみられない場合  
(山中での目撃、山中での痕跡を発見、道路を横切る等)  
→情報収集に努めながら誘引物がないかどうかを確認し住民に情報を提供する  
周辺の住民に対し、クマが執着しそうな物を置かないよう注意を呼びかける
- 第2段階：ツキノワグマの行動に執着が見られる場合、同じ場所に何回も出没する場合  
(果樹園等への出没、人家周辺の果樹・ゴミ・蜂の巣への出没)  
→農作物の場合は、電気柵等による防護を行い、誘引物の除去を行う
- 第3段階：人間活動に影響が大きい場合、繰り返し出没し執着が強く見られる場合  
(誘引物を取り除いても繰り返し人家周辺に出没、防護しても繰り返し出没)  
→出没するツキノワグマの性質を見極め、効果的と考えられる方法で追い払いを行う  
(ロケット花火、爆竹、ゴム弾、花火弾等)
- 第4段階：追い払いによっても学習効果がなく、より強力な学習が必要な場合  
(追い払いによっても人家周辺に執着、周囲に逃げ道のない場所での出没)  
→ドラム缶オリにより捕獲を行い、唐辛子スプレーによる学習を行い放獣する
- 第5段階：以上によっても学習効果のない場合  
(学習放獣、追い払いによっても学習効果が見られず、人家周辺に執着する個体、人に危害を加えた個体)  
→オリにより捕獲し、個体を特定したうえで処分する

## 7 捕獲基準

鳥獣保護管理法第9条の許可によるツキノワグマの捕獲は、第13次鳥獣保護事業計画に基づく許可基準及び徳島県鳥獣捕獲等許可事務実施要領によるほか、次の基準により行うものとする。

### (1) 被害防止の対応

生活環境、農林水産業に係る被害防止のための捕獲は、6の出没対応基準を参考に、原則として次の①から④の場合に、市町村は総合県民局等へ申請し、有害鳥獣捕獲許可を得て行う。

ただし、ツキノワグマが人家に侵入するなど極めて危険な状況が発生し、緊急対応を要する場合は、この限りではない。

- ①人身被害が発生した場合
- ②人家周辺、公共施設周辺、通学路等住民と遭遇する可能性が高い場所へ頻繁に出没した場合
- ③農林作物へ著しい被害が発生した場合
- ④過去に捕獲後放獣した個体が、人里周辺に再び出没した場合

①の場合は、殺処分を検討する。また、②から④の場合は放獣を前提とした捕獲とするが、その個体が人身被害を発生させる可能性が極めて高い場合は、殺処分を検討するものとする。

捕獲にあたっては個体を痛めないようドラム缶檻等を使用する  
なお、殺処分された個体については、可能な限り外部計測、歯、胃内容物、生殖器等を調査し、科学的な生体把握を行う。

## (2) 緊急対応

この対応は、緊急事態に対する措置をいい、捕獲許可の適応除外とする。  
ツキノワグマによる人身被害が現に発生しているか、また人家周辺など人間の生活域において発生するおそれが極めて高く、「鳥獣保護管理法」第9条に基づく捕獲許可が、時間的・物理的に不可能な場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令、又は、刑法第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲できるものとする。

## (3) 学習放獣対応

放獣する場合は、捕獲した個体が放獣可能であることを確認した上で、次のことに留意する。  
なお、放獣にあたっては専門的技術を必要とすることから、それらの技術を要する専門機関の協力を得て行うものとする。

- 放獣する市町村の理解を得ること
- 麻酔をかけ生体調査を行い、忌避剤等による学習を行った後、ツキノワグマの生息に適した安全な場所に放獣すること
- 出来る限り標識又は発信器を装着し、被害防止対策及び生息状況の把握に活用する

ただし、次のいずれかに該当する場合は、原則実施しない。

- 放獣適地がないなどの理由から、市町村の同意が得られない場合  
ただし、放獣先の市町村の同意がある場合はこの限りではない。
- 人身被害（登山道など奥山での被害を除く）、家畜被害、人家侵入を起こしたことが明らかかな個体
- 手負いの痕跡がある個体
- 同じ場所で2回以上捕獲経験がある個体—捕獲経験は標識の有無を持って判断する

## 8 学習放獣の実施指針

学習放獣については、ツキノワグマ地域個体群を長期にわたり保護するとともに、ツキノワグマによる人身被害、農林業被害の未然防止や再発防止を図ることを目的とする。

### (1) 学習放獣の実施の検討

次の理由から、学習放獣の実施にあたっては、事前に市町村や総合県民局等の関係者間で十分検討を行う。

- 個体や実施状況により、被害が繰り返される可能性があること
- ツキノワグマは殺傷能力を持つため、地域の住民や実施する場合の安全に十分配慮が必要であること

### (2) 学習放獣にあたっての留意事項

- 捕獲の実施場所は、人家や耕作地の周辺等、原則としてその地域の住民が通常生活する区域とする
- 放獣場所は、次の事項に留意し選定する

- ・捕獲された場所と同じ市町村内とする。  
ただし、放獣先の市町村の同意がある場合はこの限りではない。
- ・付近に人家，人が頻繁に通行する道路，キャンプ地等の野外施設，観光施設がない場所を目安とし，捕獲された場所から可能な限り遠隔地とする
- ・エサとなる果実が豊富な落葉広葉樹林が主に占めるなど，生息適地と考えられる場所

### (3) 作業員

作業にあたっては，法令に基づく許可や捕獲個体の保護及び安全確保など特殊技術が必要なことから，それらを有する者をもってあてることとし，次により選定する。

#### ○捕獲作業を行う者

鳥獣保護管理法に基づく鳥獣捕獲許可者及びび従事者とする

#### ○放獣作業を行う者

- ・個体の不動化（麻酔），移動運搬，麻酔の覚醒，個体に対する学習，放獣等の各作業行程に関する技術に精通し，適正かつ安全に作業を行うことができる者

なお，標識又は発信器の装着，計測，試料収集を行う場合は，その技術を有する者

- ・作業の安全確保のため，鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可による銃器，クマよけスプレーなどを携帯した者が傍らに待機すること

- ・人数は，全行程における作業が安全に実行でき，かつ全作業員の統率及び安全の確保が可能な必要最小限の人数とする

### (4) 作業の実施手順

実際の作業にあたっては，現場や個体の状況などにより手順や方法などが異なるため，現場の状況を詳細に検討した上で行うこと。

### (5) 専門家の確保及び支援

学習放獣については，専門的な技術や安全確保のための措置を可能な限り講ずる必要があることから，県は専門家の確保に努めるとともに，必要な支援を行うものとする。

## 9 捕獲個体の扱い

捕獲された個体のうち，損傷が激しく放獣が不可能と判断されたものは，遺伝資源の確保のため，（社）日本動物園水族館協会の協力のもと，飼育に努めるものとする。

なお，殺処分された個体については，関係機関の協力を得て可能な限り，科学的な生体把握を行うものとする。

(別紙 1)

## ツキノワグマによる人身事故防止のために

ツキノワグマが四国で生息する範囲は、徳島県と高知県との境界にある剣山系に限られています。ツキノワグマは、私たちが住んでいる自然界を構成する大切な一員であることから、徳島県の豊かな自然環境を保全し、生物多様性を確保するため、県版レッドデータブックでは「絶滅危惧Ⅰ類」、また環境省のレッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群）」に指定されています。

ツキノワグマを目撃したときは、  
地元市町村役場及び地元警察署、南部総合県民局保健福祉環境部(阿南)環境担当又は西部総合県民局保健福祉環境部(美馬)環境担当あるいは、東部農林水産局(徳島)林業振興担当へご連絡ください。

### 1 ツキノワグマの特徴

- 身長 120～140cm
- 体重 70～120kg
- 視力 あまり良くない
- 聴力・嗅覚 非常に優れている
- 走る速度 人間よりずっと速い
- 好物 木の実、山菜、蜂蜜

### 2 クマに出会わないために

#### ○出没情報に注意

山に入るときは、クマの出没状況に気を付け、痕跡がある場所へは近づかないようにしましょう。

#### ○音で知らせよう

山に入るときは、なるべく複数人数で入り、鈴を付けたりラジオをつけるなど、音を出してクマにこちらの存在を知らせましょう。

#### ○クマの糞や足跡を見つけたら

クマの糞や足跡を見つけたら、近くにクマがいる可能性がありますので、すぐに引き返しましょう。

#### ○早朝や夕方に注意を

一般的にクマが最も活動するのは早朝や夕方ですので、細心の注意を払いましょう。

### 3 もし、クマに出会ったら

#### ○遠くのクマを見つけたら

静かにその場を立ち去りましょう。

近づいて写真を撮影したり、食べ物を与えてはいけません。

○クマがこちらに気づいたら

まず、落ち着いて静かにしていれば、ほとんどの場合、クマは立ち去ります。

○クマが近づいてきたら

クマの動きに注意しながら、ゆっくりと後退してください。走って逃げてはダメです。

クマの走る速さは人間よりずっと速く、逃げるものを追いかける習性があります。

大声や投石は、クマを刺激して危険です。

○子グマに注意

子グマのそばには、必ず親グマがいます。

近づくと危険ですので、落ち着いてその場を離れましょう。

4 クマを近づけないために

○ゴミはクマをおびき寄せます

残飯や生ゴミは、クマのエサになり、味を覚えると繰り返し出てきます。

家庭のゴミの始末に気を付け、キャンプ地などのゴミは放置せず、必ず持ち帰りましょう。

(別紙2)

## ハンターの皆様へお願い

〇〇局管内において、ツキノワグマの目撃情報が寄せられています。  
つきましては、次のことに十分留意し、安全な狩猟に努めてください。

出猟の際には、ツキノワグマの出没を念頭において予防措置を講じるなど、安全な狩猟に努めてください。

ツキノワグマは狩猟が禁止されている、貴重な動物です。  
錯誤捕獲のないよう矢先は十分注意してください。

ツキノワグマは、四国では剣山系にわずか十数頭から、二十数頭しか生息していないといわれており、県版レッドデータブックでは「絶滅危惧Ⅰ類」(絶滅の危機に瀕している種)、環境省のレッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている貴重な動物です。

イノシシ用のワナにツキノワグマが捕獲されることがないように、目撃情報のある付近ではワナによる狩猟を控えてください。  
また、ワナの見回りは、適正に行ってください。

狩猟用のワナに誤ってツキノワグマがかからないよう、細心の注意を払ってください。  
万一、ワナによる捕獲が確認された場合には危険ですので、各市町村役場、南部・西部総合県民局環境担当、又は東部農林水産局林業振興担当に連絡してください。

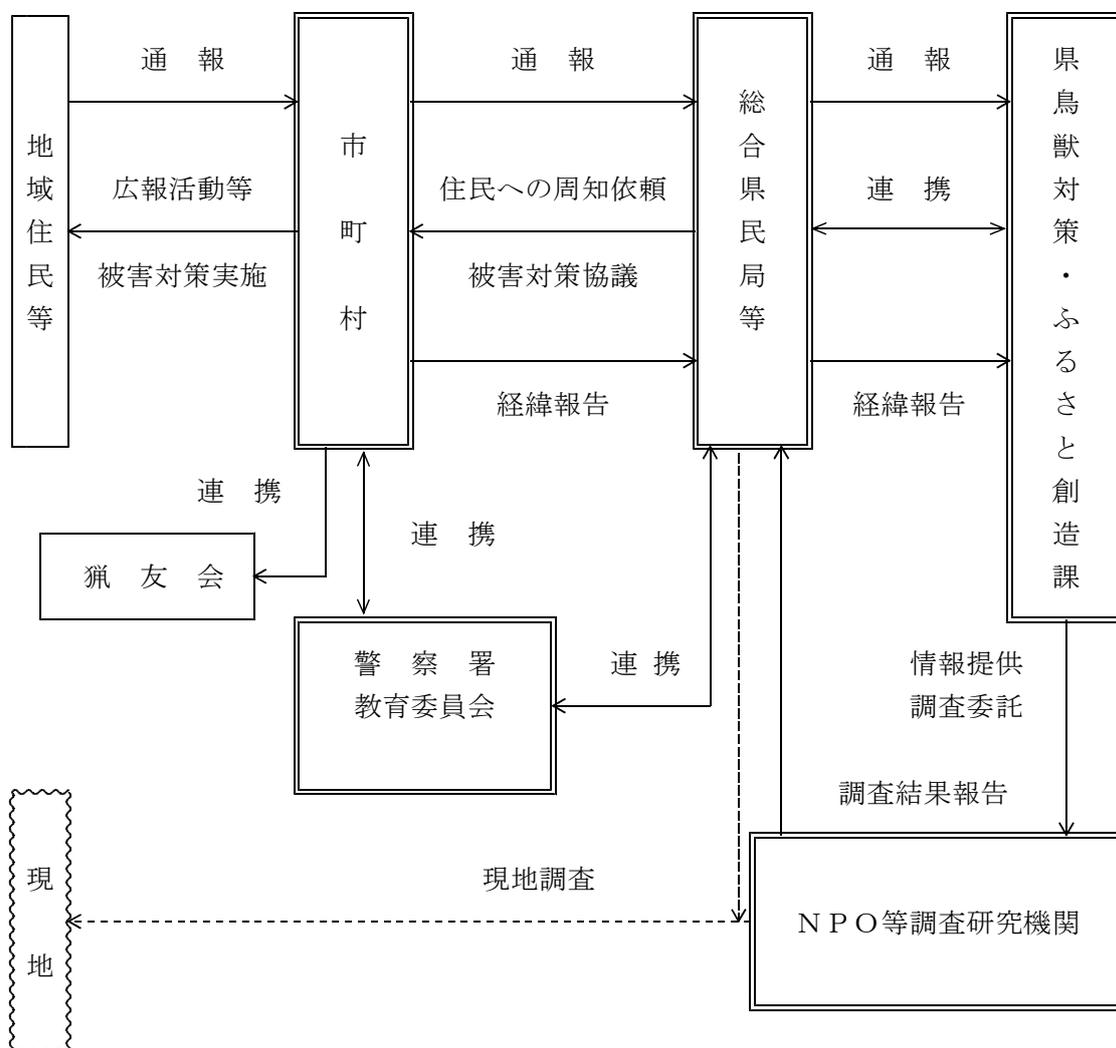
徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課

電 話 088-621-2262

ファクシミリ 088-621-2781

(別紙3)

## ツキノワグマ出没情報収集・被害防止体制



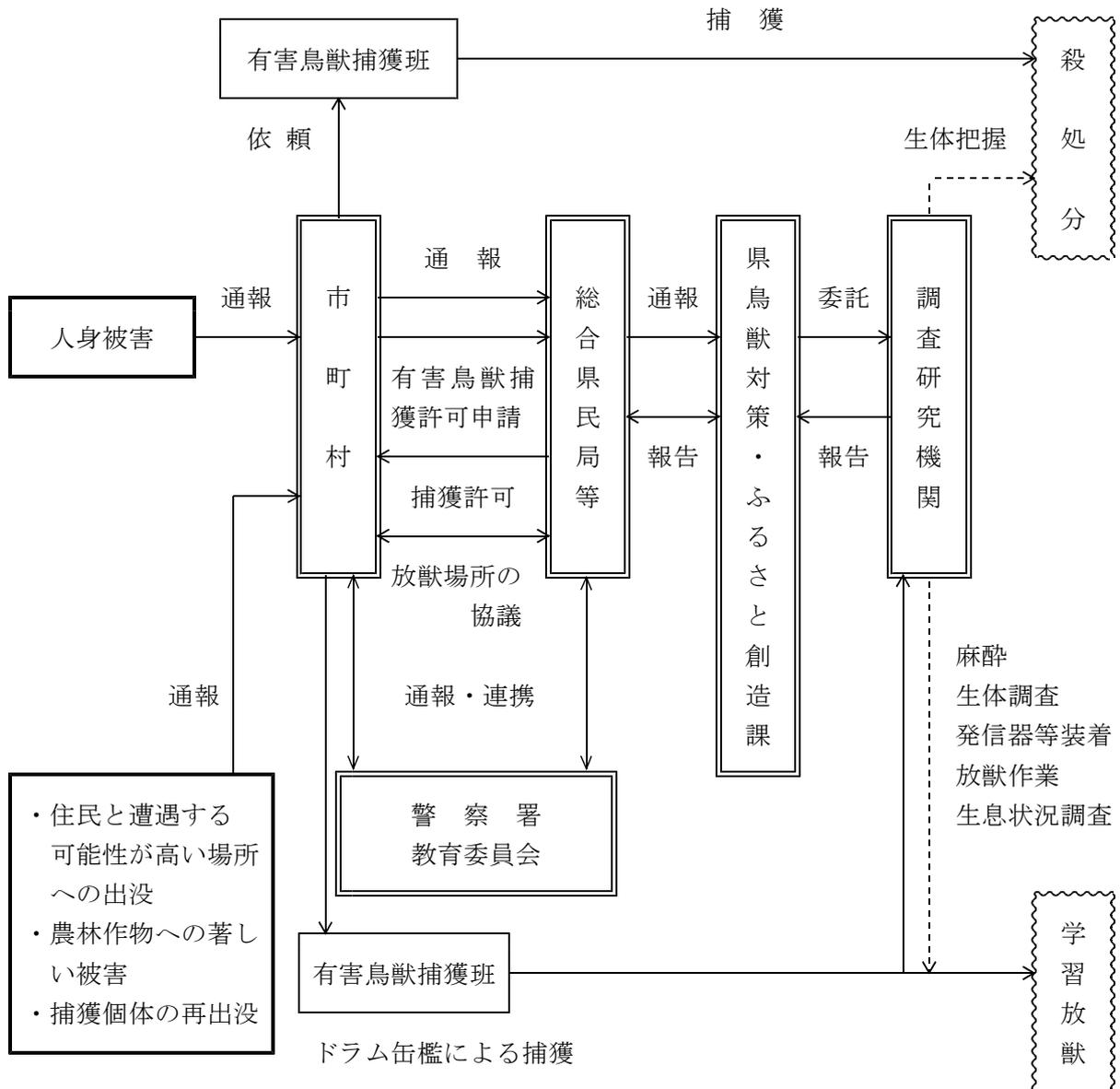
○必要に応じて、関係者で現地調査を行う

○関係者間で対策会議を開催し、連絡体制等を確認する

### ツキノワグマに関する連絡先

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課	(088) 621-2262
南部総合県民局保健福祉環境部(阿南)環境担当	(0884) 28-9860
西部総合県民局保健福祉環境部(美馬)環境担当	(0883) 53-2060
東部農林水産局(徳島)林業振興担当	(088) 626-8582

## ツキノワグマ捕獲体制



○緊急対応を要する場合は、この限りではない

(人身被害が現に発生しているか、また人家周辺など人間の生活域において発生するおそれが高くて、鳥獣保護管理法第9条に基づく捕獲許可が不可能な場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令、又は、刑法第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲できるものとする)

○必要に応じ、(社)日本動物園水族館協会、とくしま動物園、県立博物館と連携を図る